

令和3年度 “ふじのくに”^{しみん}士民協働 施策レビュー 改善提案とりまとめシート

1 基本情報

政策	政策2 安心して暮らせる医療・福祉の充実		
政策の柱	2-3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現		
議論した施策	(1) 障害に対する理解と相互交流の促進 (2) 多様な障害に応じたきめ細やかな支援 (3) 地域における自立を支える体制づくり		
実施日/班名	7月11日(日) 第5班	担当部局名	健康福祉部 障害者支援局

2 コーディネーター取りまとめコメント(コーディネーターが議論を総括して取りまとめ)

<p>本施策は「差別の解消と合理的配慮の提供」、「障害の特性に応じた就労の促進」、「障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備」の3つの柱で展開している。</p> <p>具体的には、声かけサポーターの養成^①などの施策を展開している。発達障害に関する県と市町の連携について、県は専門性の高い支援、市町は地域に根差した支援をする。就労支援は、「ふじのくに福産品」^②の利用を通して支援を行っている。就労支援については、「楽しく働く」ことが目的であり、「売り上げを伸ばすことが主目的ではないと思うため、売り上げを補填する補助制度があってもいい。」との意見があった。</p> <p>合理的配慮とは、障害のある人からの援助の申し出に対して、過度な負担にならない範囲で「できること」をする^③こと。これは誰でもできること。</p> <p>差別のない社会^④をどう作っていくのか、県の取組を周囲の人たちにもPR^⑤し、多くの県民に障害者支援の取組を理解してもらい、自分たちができることを考えてもらうこと「自分ごと」が必要だとの認識が共有できたことは大きな成果である。</p>

3 施策改善案(県民評価者が記載した改善提案シートの取りまとめ)

- ①声かけサポーターやヘルプマークの存在・役割等の認知が進んでいないため、学校等と連携した積極的な周知を行い、多様な障害に対する県民理解の向上を図る必要がある。
- ②ふじのくに福産品のPRを行なうことは、県民理解の向上につながると考えられる。障害者個人にとって有意義な業務と適切な就業場所を提供するためにも、PR等を積極的に行ない、就労支援の取組を進める必要がある。
- ③地域住民が障害者及びその家族等と繋がりを持ち、合理的配慮や助け合いが出来る環境づくりを市町に働きかける必要がある。
- ④障害に対する偏見を生まないためにも、幼少期から正しい理解を得られる教育を実施し、障害のある人と一緒にボランティア活動や地域のイベント等を行う機会を提供する必要がある。
- ⑤正しい知識の周知のためには、近年利用が拡大しているSNS等を用いて、障害者差別解消に係る優良事例等に関する情報発信を行い、障害者政策について広く県民に広報する必要がある。